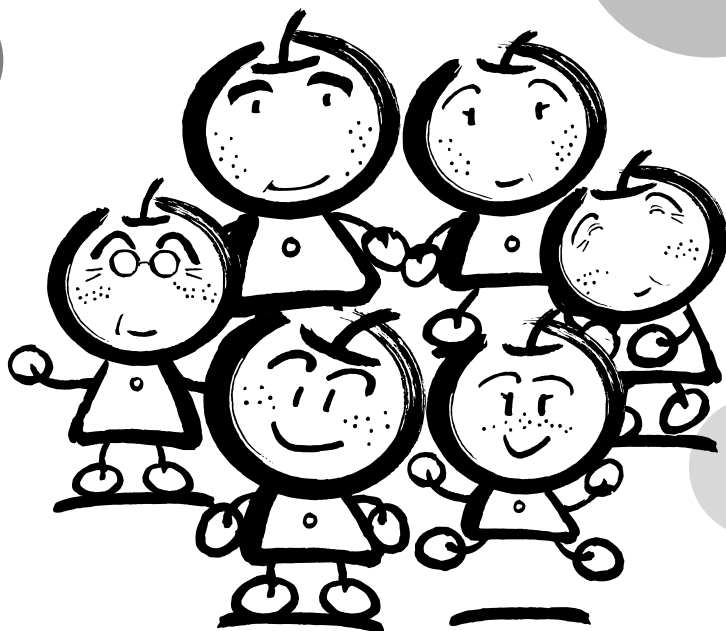


しろい子どもプラン

子ども・子育て支援事業計画

【2015年度～2019年度】

概要版



子どもが笑顔で暮らせるまち

平成27年3月

白井市



子ども・子育て新制度って何？

平成24年8月、幼児期の学校教育・保育（幼稚園や保育園、認定こども園等）の一体的な提供と、待機児童解消に向けた保育の量的拡大・地域の子ども・子育て支援の充実などにより、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決することを目的に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

子ども・子育て関連3法とは

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

そして、この法律等に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上等を進め、子育てをめぐる課題の解決に向け「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からはじまります。

子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」の主なポイント

- 子ども・子育て支援法に基づき、全市町村に「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。
- 幼稚園や保育園、認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）と、新たに少人数の子どもを保育する小規模保育などへの給付（地域型保育給付）が創設されました。
- 子どもごとの保育の必要性に応じた「認定制度」が導入されました。
- 認定こども園制度の改善により、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけがされました。



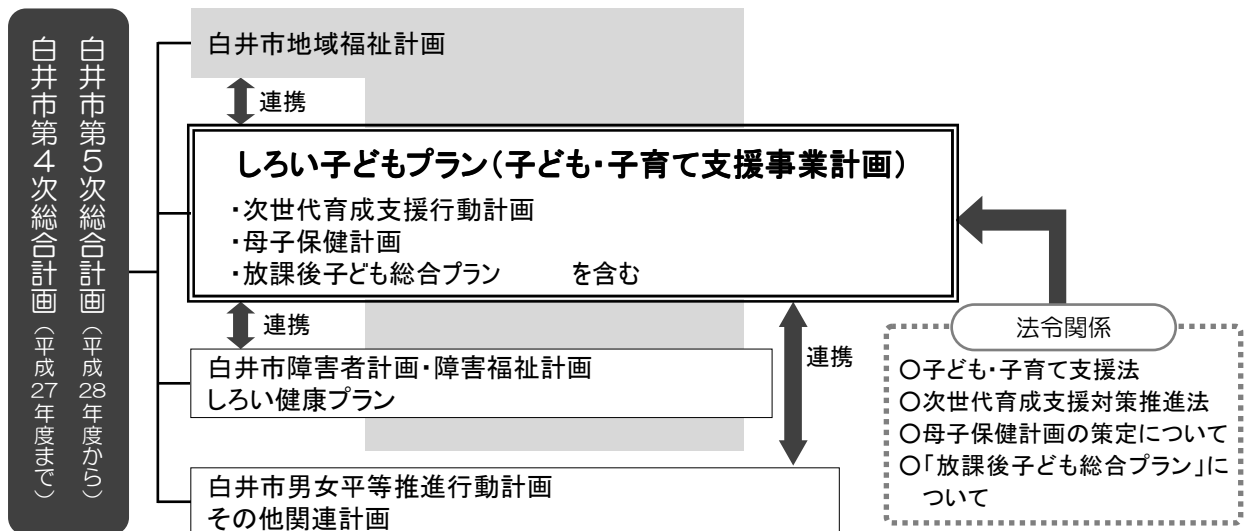


しろい子どもプラン(子ども・子育て支援事業計画)とは

しろい子どもプラン(子ども・子育て支援事業計画)は、子ども・子育て支援法に基づいて白井市の妊娠・出産からの連続した子育て支援を充実させるとともに、子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的として策定した計画です。

◆計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめとした各種法令や上位計画である「白井市第4次総合計画」および平成28年度からの「白井市第5次総合計画」の子ども・子育て分野の個別計画として位置づけるとともに、地域福祉計画等の各種福祉計画と連携した計画です。

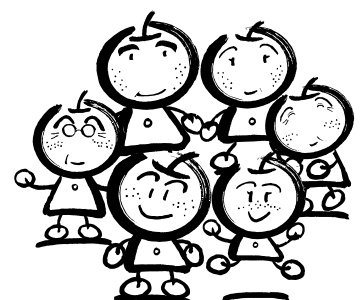


◆めざすまちの姿

子どもは、将来の本市を担う大切な宝であり、本市でいつまでも笑顔で暮らせることは、今後少子高齢化が進行していくなかで、本市の将来のためにも非常に重要なこととなります。

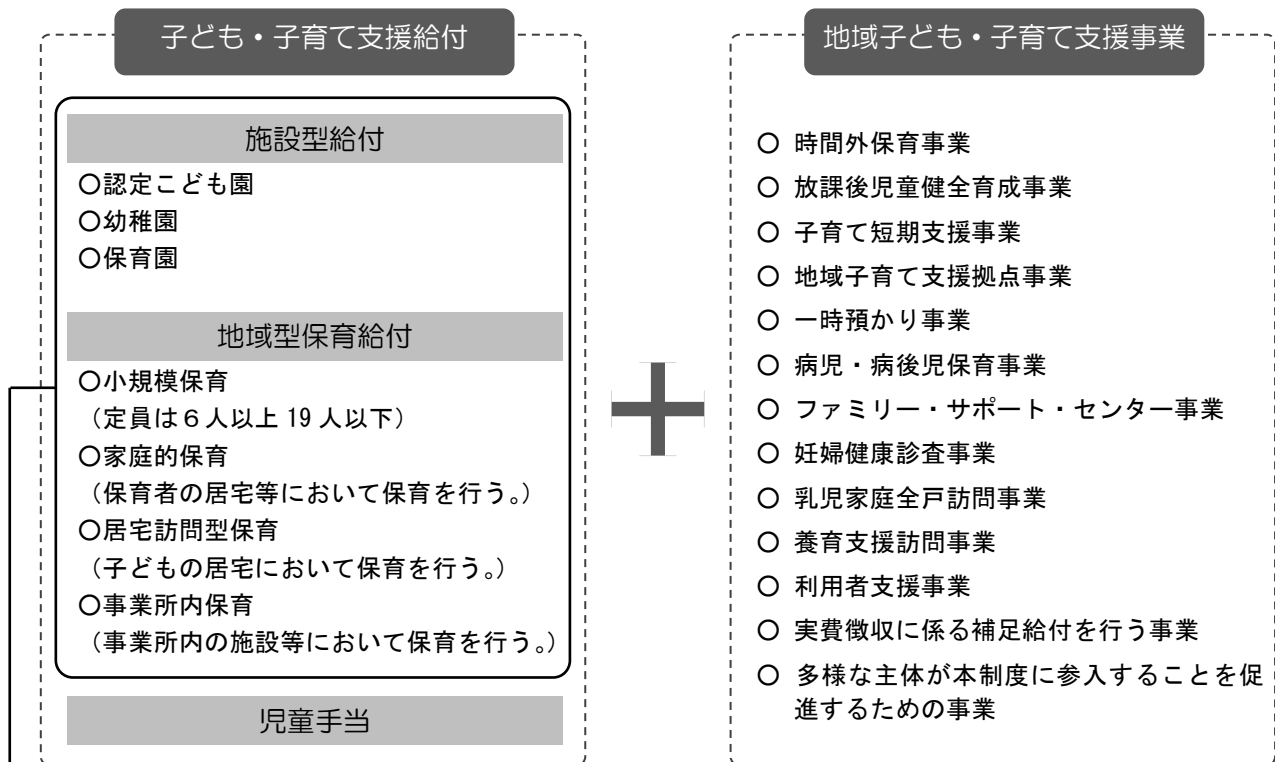
そのため、本計画におけるめざすまちの姿を白井市第4次総合計画に沿いながら、これまでの計画を踏襲し、下記のように定めます。

○●子どもが笑顔で暮らせるまち●○



◆子ども・子育て支援事業の展開

子育て支援の「給付」とサービスの全体像



※平成27年度は、白井市内の幼稚園は新制度に移行せず、従来どおりの運営となります。

▶教育・保育のサービスを受けるためには、利用のための認定が必要です

	0～2歳	3～5歳以上
<ul style="list-style-type: none"> ●専業主婦(夫) ●短時間の両親共働き (フルタイム×短時間パートタイム パートタイム×短時間パートタイム) ●両親共無業 	1号 (幼児期の学校教育) 幼稚園、認定こども園	1号 (幼児期の学校教育) 幼稚園、認定こども園
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭 ●両親共働き (フルタイム×フルタイム フルタイム×長時間パートタイム パートタイム×長時間パートタイム) 	3号 (保育の必要性あり) 保育園、認定こども園、 地域型保育事業	2号 (保育の必要性あり) 保育園、認定こども園

地域子ども・子育て支援事業は、すべての子育て家庭を支援する事業です。

教育・保育（幼稚園・保育園など）

区分			平成27年度	平成31年度
1号	幼稚園、認定こども園	3～5歳	1,300人	1,300人
2号	保育園、認定こども園		604人	654人
3号	保育園、認定こども園、 地域型保育事業	0～2歳	324人	376人

平成27～31年度にかけては、子どもの人口が増え、保育需要が見込まれることから、市全体で柔軟に子どもを受入れるための体制づくりに努めます。

地域子ども・子育て支援事業

事業名	内容	平成 27 年度	平成 31 年度
時間外保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、保育園、認定こども園等において保育を実施する事業。	829 人 8 か所	938 人 8 か所
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用施設等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。	低学年	367 人 363 人
		高学年	153 人 161 人
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。	24 人 1 か所	24 人 1 か所
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育園等に乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	10,011 人 5 か所	11,571 人 7 か所
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、認定こども園などにおいて、一時的に預かり必要な保護を行う事業。	23,639 人 14 か所	25,428 人 14 か所
病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師と保育士が一時的に保育する事業。	16 人 1 か所	21 人 1 か所
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	527 人 1 か所	581 人 1 か所
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持および増進を図り、安心・安全な妊娠出産に資するよう、妊婦の健康状態の把握や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中において必要に応じた検査を実施する事業。	6,055 人	6,223 人
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	529 人	562 人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。	23 人	24 人
利用者支援事業	子どもおよびその保護者等が、教育・保育施設（幼稚園・保育園等）や地域の子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう利用者支援を行うとともに、子育て支援などの関係機関との連絡調整等を実施する事業。	4 か所	4 か所
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。	/	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。	/	

◆次世代育成支援に関する施策の展開

I 母子の健康の保持・増進

- 1 妊娠期から乳幼児期の保健対策
子どもと母親の健康づくりのために、妊娠期から継続した育児支援を展開し、健康診査や相談事業の充実を図ります。
- 2 学童期・思春期の保健対策
子どもの生涯にわたる健康づくりに向け、適切な生活習慣の形成を図り、健康教育を推進します。
- 3 小児医療の充実
地域で安心して子育てができるよう、小児医療の充実に努めます。

II 地域における子育ての支援

- 1 子育て支援サービスの充実
子育てにおける専門的な機能を活かし、子育て支援の推進と保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。
- 2 子育て家庭と地域のつながり
身近なところに、いつでも気軽に親子で集い、交流できる場所の設置を進めるとともに、各種相談事業を充実します。また、各種子育て支援サービスの充実を図り、市広報紙等各種の情報媒体を活用した情報提供を進めます。また、子育て家庭同士や子育て家庭と地域との交流の促進を図ります。

III 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 1 子どもの居場所・体験機会の提供
児童を取り巻く社会環境が大きく変化している中、子どもたちの安全・安心な居場所の確保に努めます。
- 2 子どもの悩み等への対応
心身の発達に関する悩み等に対応するため、各種相談事業との連携を図ります。
- 3 学校と地域の連携の推進
学校と地域が連携し、中高生等との交流を進めます。

IV 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 1 働き方の啓発
ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事と子育てが両立できるような働きやすい環境をつくるための意識啓発や企業の取り組みに対する啓発を行います。また、男性の子育て等への関わりを促進する事業に取り組みます。
- 2 就労支援と再就職のための支援
出産や育児により退職した女性の再就職支援のため、情報提供や相談事業を実施します。

V 子どもの安全の確保

- 1 子どもを犯罪から守る安全なまちづくり
子どもを交通事故や犯罪から守るために、地域の環境を整備するとともに、防犯意識の啓発を図ります。
- 2 暮らしやすい環境の整備・充実
公共施設のバリアフリーを推進し、子育て家庭が暮らしやすい環境の整備等を進めます。

VI 支援が必要な児童への対応等 きめ細やかな取り組みの推進

- 1 困難を抱える子どもや家庭への支援
障がい児の子育てに関する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、障がい児をもつ家庭での子育て負担の軽減を図ります。また、様々な困難を抱える子どもや家庭への経済的支援を図ります。
- 2 子どもの虐待、いじめの防止
児童虐待防止の体制を整備し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関との協力体制の充実を努めます。また、いじめ問題の解決に向けて、実情の把握と適切な相談支援、指導に努めます。

◆子ども・子育て支援に係る関連計画について

白井市母子保健計画

白井市母子保健計画は、白井市における妊娠、出産、育児、など地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制を確立することを目的として、「しろい子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画）」に内包される形で位置づけられています。

本母子保健計画では、国が10年後（平成36年度）の「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けて、3つの基盤課題と2つの重点課題を設定した5つの課題を前提に、本市における母子保健を取り巻く現状や課題を踏まえて目標を設定し、母子保健施策を推進します。

白井市の母子保健施策に関する取り組み

目標A

安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

目標B

子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実

目標C

妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない環境整備の充実

重点目標1

親や子どもの多様性を尊重し、親に寄り添う支援の充実

重点目標2

妊娠期からの虐待防止対策の強化

放課後子ども総合プラン

国は、放課後等における全ての児童が安全・安心な居場所づくりができるように、計画的な整備を目指す「放課後子ども総合プラン」を策定しました。その「放課後子ども総合プラン」に基づき、白井市は、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的または連携した実施に向け、以下の事項について検討を行います。

- 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室について、小学校区内でそれぞれが交流・連携を図ることで一体型の事業展開に努めます。
- コーディネーター等や地域団体と協力しながら、放課後子ども教室の整備・拡充に努めます。
- 小学校や幼稚園・保育園をはじめ、それらの近隣の公共施設等も含めて実施可能な場の把握を行い、新たな活動の場の必要性も含め、一体的な提供体制の在り方について協議します。
- 小学校の余裕教室等の状況の把握に努め、活用方法を検討します。
- 地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に向けて、市教育委員会と市保育課で積極的な情報交換・共有を行います。
- 保護者のニーズを把握し、保護者との協議しながら、放課後児童クラブの適切な開所時間の設定を検討します。
- 新たな放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に関する検討を進める場として、市教育委員会と市保育課が連携し、「運営協議会」の設置を検討します。

◆計画の推進体制

本計画は、子育て支援を基本として、保健・教育・障がい等、多岐に分野がわたるため、関係各課と綿密な連絡調整を図り、横断的に取り組みを推進します。

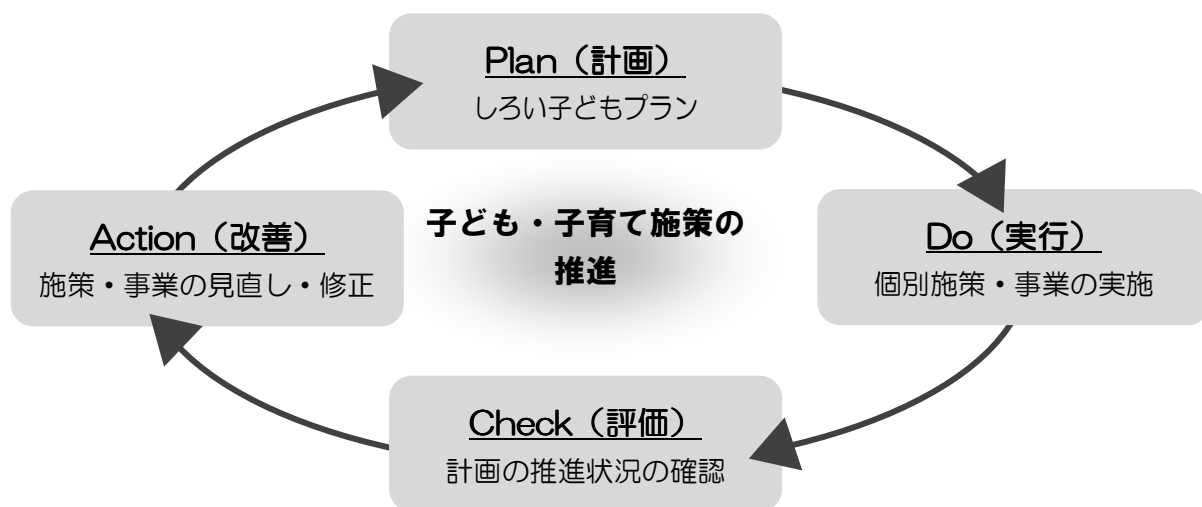
また、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組みます。

◆計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価したうえで（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

そのため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握を行い、その結果については、広報や市ホームページ等を通じて公表します。

また、「白井市子ども・子育て会議」等において、計画の進行管理や見直しを行います。



しろい子どもプラン【子ども・子育て支援事業計画】

概要版

発行：平成27年3月

企画・編集：白井市役所 健康福祉部 児童家庭課

〒270-1492

千葉県白井市復1123番地

電話 047(492)1111〈代表〉

FAX 047(492)3033

URL <http://www.city.shiroi.chiba.jp/>

